

7つくば市周辺市街地住民主体の街づくり支援業務委託

仕 様 書

第1章 総 則

(総則)

第1条 本仕様書は、つくば市（以下、「委託者」という。）が委託する「7つくば市周辺市街地住民主体の街づくり支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(背景・目的)

第2条 つくば市では、旧町村時代からの身近な生活の拠点として栄えてきた周辺市街地（以下、R8）を中心に、主に地域住民が主体的に地域づくり活動を担う協議会を組織し、地域資源を活用した活動を展開している。また、コンペティションやアイデアソンの実施により、これまでR8での活動に無縁だった新たな地域づくり人材の発掘を行ってきた。昨年には、これらの人材に継続的に活動を行ってもらいながら新たな人材を取り込んでいくため「R8まちづくり学校」をスタートし、R8の活性化に一定の成果を得てきた。

一方で、協議会の活動内容や人材の固定・過剰化、補助金に頼った活動などの持続性に関する課題が表出した。そこで、これらの課題に対処しつつ、住民主体の地域づくり活動が持続可能な取り組みになることを目的として、協議会の活動への伴走型支援や、活性化人材の掘り起こし及び定着を目指した業務を行う。

(準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令及び規則等に準拠して行うものとする。

(疑義の解決)

第4条 本仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が速やかに協議した上で、委託者の指示を受けるものとする。

(作業実施計画等)

第5条 受託者は、本業務に着手するに先立ち、工期及び地域の状況を考慮し、適切な作業班を編成するとともに各工程の細部計画を立案し、業務工程表、管理技術者及び照査技術者選任通知書（経歴書付）を業務の着手前に委託者に提出し、承認を受けるものとする。

(損害賠償及び瑕疵担保)

第6条 本業務遂行中に他人に与えた損害等は、すべて受託者の負担とする。また、業務完了後、受託者

の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、委託者の必要と認める修正、補足及びその他必要な措置を受託者の負担で行うものとする。

(検査)

第7条 受託者は、業務の遂行に当たり、業務の進捗状況を随時委託者に報告するとともに、委託者が必要と認めたときは、中間検査を受け、次の工程に着手するものとする。

(完了)

第8条 本業務は、完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受け検査合格により完了とする。

(著作権)

第9条 本業務において成果品等の著作権は委託者に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第10条 受託者は本業務を通じて知り得た秘密は、いかなる場合であっても他に漏らしてはならない。

(資料管理及び情報保護対策)

第11条 本業務において、委託者より貸与される資料について、受託者はその重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損、紛失、盗難等の事故がないように取り扱わなければならない。
受託者は、本業務の実施に当たり、別紙に定める個人情報等の取扱業務に関する特記仕様書のとおり、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(納期及び納入場所)

第12条 本業務の納期及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納 期 令和8年(2026年)3月19日(木)
- (2) 納入場所 つくば市都市計画部 周辺市街地振興課
つくば市研究学園一丁目1番地1 (本庁舎3階)

第2章 業務内容

(事業対象区域)

第13条 本業務では、人口減少及び少子高齢化が先行して進行する周辺市街地及びその周辺地域を対象とする。

(業務内容)

第14条 本業務の内容は次の(1)～(4)のとおりとする。詳細については次条以降とする。また、委託者の意図を汲み取るために適宜協議し、判断を仰ぎながら実行すること。

- (1) 地域づくり活動への継続的な参画促進
- (2) 周辺市街地活性化協議会の活性化支援
- (3) 報告書・データ等の作成
- (4) その他必要に応じて委託者が指示するもの

(地域づくり活動への継続的な参画促進)

第15条 地域づくり活動に興味がある、個人・法人・団体等の多様な人材（以下、多様な人材等）による持続可能な地域づくり活動への継続的な参画を促進するとともに、活動を支援する体制を構築するため以下の業務を実施すること。

(1) 「R8まちづくり学校」の管理・運用

R8をテーマに、R8まちづくり学校のメンバー（以下、R8メイト）同士が地域づくりを学びながら、実践していくコミュニティである「R8まちづくり学校」について次の取組を実施すること。

- ① R8まちづくり学校の募集・管理、活動の斡旋や支援等、管理・運用の全体的な事務局としての役割を担うこと。
- ② R8まちづくり学校の活動参画促進や活動活性化のために、以下の業務を市と協議しながら実施すること。
 - (ア) 地域づくりを学ぶ「ゼミ」や地域を訪問する「実習」のコンテンツの充実
R8まちづくり学校が学校として機能し、R8メイトがR8について理解を深めるため、ゼミや実習の機会を複数回設けること。
 - (イ) オンラインでのコミュニティ活性化促進支援
R8まちづくり学校がコミュニティとして機能するため、R8メイト同士のコミュニケーションの活性化を促進し、R8メイトが活動しやすい環境づくりを図ること。
 - (ウ) R8メイトの主体的な活動促進支援
R8メイトによる講座の開講やイベントの開催、生徒会の運営等を促進し、R8メイトの主体的な活動を促進すること。
 - (エ) 外に開かれた組織としての活性化
R8メイトが周辺市街地活性化協議会やその他地域づくり活動の関係者と交流及び連携できるよう、R8まちづくり学校を外に開かれた組織として活性化していくこと。
- ③ R8メイトの地域活動の実践等、R8まちづくり学校での活動のための実証費を用意しておくものとする。

④ 特設サイト充実を図る。

(2) 個人以外の多様な主体等を対象とした地域づくり活動の参画推進

多様な主体等による地域づくり活動への参加や活動の活性化を促進する手段を提案し、実施すること。その際には次の取組も含めること。

- ① 多様な人材等による地域づくり活動の取組支援を行っている庁内外の関係者をつなぎ、互いに連携・協力して地域づくり活動支援ができる環境を整えること。
- ② 企業がR8での地域づくり活動やCSRの取組を検討する際に相談できる窓口を周知すること。
- ③ 前年に実施した「市内事業所を対象とした地域づくり活動に関する意識調査」等をもとに、地域づくり活動に興味のある事業所に向けて、活動の事例紹介や活動の実践者（個人・団体）と交流ができる場を設けること。地域づくり活動実践者にとっても、企業との関係構築の仕方を学べる機会になるようにすること。
- ④ 前年の「市内事業所を対象とした地域づくり活動に関する意識調査」等をもとに、地域づくり活動に興味のある事業所の名称や活動内容を整理し、地域とのマッチングを支援すること。

(3) 対外的なイベントの開催

委託事業期間内に一度、地域づくり活動の関係者同士の交流や潜在的な活動者の掘り起こしを目的として、対外的にR8への興味関心を高めるとともに、関係者同士の連携を図る機会となることを目指すイベントを実施する。その際、R8まちづくり学校や周辺市街地活性化協議会だけでなく、その他の地域づくり活動の関係者も含めた対外的なイベントとすること。なお、開催の時期や場所、方法等については、市と協議しながら決定すること。

(周辺市街地活性化協議会の活性化支援)

第16条 各協議会の状況や要望に応じて支援員を配置し、以下の業務を実施する。協議会からその他の要望があった場合は、委託者と協議のうえ、対応するように努める。なお、支援員は複数協議会の兼務を可能とする。

(1) 会議・事務局業務・イベント支援

- ① 各協議会が実施する定例会にそれぞれ月1回程度出席する。
- ② 定例会の議事録、各種書類の作成や、手続きなど、事務局業務の支援を行う。
- ③ 協議会が実施するイベント等への参加、運営支援などを行う。

(2) 課題解決

- ① メンバー間の負担の偏りの解消に努める。
- ② 世代交代の促進に努める。
- ③ 新たなメンバーの獲得に努める。
- ④ 企業協賛金、助成金、会費等の収入源獲得に努める。

(3) 相談・アドバイス

協議会及び市の相談相手となり、アドバイスを行う。

(4) 交流イベントの開催

委託事業期間内に、協議会会員を中心とした、地域づくり活動者同士の交流などを目的としたイベントを開催する。

(業務遂行上の注意)

第 17 条 当事業はデジタル田園都市国家構想交付金を活用した 5 年事業（令和 3 年度～令和 7 年度）の 5 年目であることから、委託者から提供される当該計画について十分に理解し、業務を遂行すること。また、社会情勢等により、業務の実施方法やスケジュール等に変更が生じた場合には、適宜、委託者の判断を仰ぎながら実行すること。

（事業対象経費）

第 18 条 次に掲げる費用区分が対象（委託費の範囲内）となるため、十分に留意すること。

(1) 対象経費

人件費、報償費、旅費、通信運搬費、印刷製本費、広報・PR 経費、消耗品費、外部人材招聘経費、人材マッチング経費、調査経費、賃貸・使用経費、光熱水費、役務費等

(2) その他委託者が認める経費

(3) 管理費（(1) 及び (2) の経費合計の 10%以内）

(4) 消費税及び地方消費税

(5) 特記事項

経費の執行にあたり疑義が生じた場合は、事前に委託者と協議し、了承を得た上で執行すること。

（資料等の取り扱い）

第 19 条 業務遂行のために使用する計画や基礎資料、データ等については、受託者が調達するほか、必要に応じて委託者が保有するものを貸与する。なお、受託者は貸与資料の取り扱いについては細心の注意を払い、目的以外には決して使用しないものとし、使用後は複製物を含め、速やかに委託者に返却するものとする。

（業務の一括再委託の禁止）

第 20 条 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議し、書面での承認を得た上で業務の一部を再委託することができる。

第3章 成果品

(成果品)

第21条 本業務の成果品は、以下の(1)～(5)のとおりとする。

- | | |
|--|----|
| (1) 業務報告書(バインダー式) | 3部 |
| (2) 業務報告書 (doc・xls・pdf形式等 (CD-ROM等)) | 1式 |
| (3) その他関連業務結果報告書 (バインダー式) | 3部 |
| (4) その他関連業務結果報告書 (doc・xls・pdf形式等 (CD-ROM等)) | 1式 |
| (5) 各種検討・解析等電子データ (doc・xls・pdf形式等 (CD-ROM等)) | 1式 |